



2016年8月31日

アジアインターネット日本連盟

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に対する意見

1. 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」(以下「政令案」という。)に対する意見について

(1) 政令案第1条第1号

身体の特徴に関する個人識別符号は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)(以下「改正個人情報保護法」という。)において「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」のうち政令で定めるものとされている。

しかしながら、政令案第1条第1号の(イ)から(ト)の身体の特徴の中には、現在のバイオメトリクス認証技術の水準をもってしても、本人拒否率¹や他人受入率²が高いため、特定の個人を識別することが難しい情報も含まれている。

したがって、身体の特徴に関する個人識別符号は、現在のバイオメトリクス認証技術の水準により、非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴(DNA、虹彩、静脈、指紋)以外は、政令で列挙すべきではない。

なお、非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴であっても、例えばDNAのごく一部のみを保有している場合などには、特定の個人を識別することができない。そのような場合には、個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がされるべきである。

また、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、現時点では特定の個人を識別することができない場合であっても、技術の進展に伴い、特定の個人を識別できるようになる場合もある。その場合、現時点では個人識別符号でなかったものが、技術の進展という外部要因により、突然個人識別符号に該当してしまうおそれがある。取得時には個人情報ではないものとして取り扱っていたものが、ある日突然個人情報に該当することになれば、安全管理措置の対応などについて大きな混乱をもたらすことになってしまう。取得時において個人識別符号でなかった情報が技術の進展により個

¹ 本人を本人でないと誤認識する確率

² 他人を本人と誤認識する確率

人識別符号に該当すれば、第三者提供について本人同意が個人情報保護法上、原則必要となる。しかし、本人の連絡先などを把握していない場合、本人から同意を得ることが不可能な状況も考えられる。

現在のバイオメトリクス認証技術の水準では、特定の個人を識別することができない水準であったにも係らず、将来技術が進展して、特定の個人を識別することができる水準になった場合には、上述のような混乱を招かぬような法運用がなされるべきである。

加えて、身体の特徴は、政令案第 1 条第 2 号から第 7 号までの番号と異なり、その性質からして、身近な日常生活において、特定の個人を識別することを目的にすることなく取得する場合がある。このような場合であっても、仮に特定の個人を識別するに足る水準で電子計算機の用に供するために変換した符号等が個人識別符号に該当し、安全管理措置の対応などが求められることになっては、日常の経済社会活動に混乱を来しかねない。従って、特定の個人を識別することを目的としない場合には、身体の特徴由来の符号等は個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がなされるべきである。

(2) 政令案第 2 条第 2 号について

要配慮個人情報のうち政令に委任された範囲は「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」である。しかしながら、政令案第 2 条第 2 号のように「健康診断その他の検査の結果」と規定とした場合、例えば健康診断結果が健康であるというような本人に対する不利益が生じるとは考えにくい場合であっても、健康診断に関する情報であるというだけで要配慮個人情報に含まれてしまう。

前記の通り、法律において政令に委任されている範囲は、あくまで「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」である。よって、要配慮個人情報の範囲が適切に定義づけられるよう、健康診断その他の検査の結果のうち、日常生活に影響を及ぼすなど特に配慮を要する結果に限定されるよう規定すべきである。

(3) 政令案第 7 条第 2 号について

改正個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づく第三者提供(本人の同意を得て第三者に提供する場合をいう。以下同じ)により要配慮個人情報を受け取る場合、そもそも提供元である個人情報取扱事業者は、第三者提供をすることについて本人の事前同意を得ている。そのため、提供先である第三者は、要配慮個人情報を取得することについて、提供元を介して、既に本人から同意を得ていることとなる。

したがって、改正個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づく第三者提供によって要配慮個人情報を受け取る場合に、事前の同意を不要としても個人情報保護の趣旨が損なわれることはない。また、実務上も、要配慮個人情報の提供を受ける者が本人の連絡先等を把握していない場合、あらかじめ本人から同意を得ることは不可能である。

以上から、改正個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づく第三者提供によって、要配慮個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意が不要であるということを明確にすべきである。

今回の政令案第 7 条第 2 号では、要配慮個人情報の同意が不要なケースとして「法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき」のみが規定されている。このような規定だと、改正個人情報保護法第 23 条第 5 項以外の場合、改正個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づく第三者提供により提供を受けた場合には同意が必要であるという反対解釈が導かれる。しかし、同条第 1 項のように提供先を介して本人同意がある場合にも要配慮個人情報の同意が不要なケースに含めるべき旨は前述のとおりである。

このような反対解釈が導かれることがないよう、改正個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づく第三者提供により要配慮個人情報を受け取った場合も、取得の同意が不要であることを明確に規定すべきである。

(4) 政令第 9 条について

政令第 9 条では、個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法について、書面の交付による方法又は書面による開示請求を行った者が同意した方法のみを規定している。しかし、現実にはオンラインによる開示等の措置が行われており、十分な透明性が確保された上で個人による情報管理の方法が提供されている場合も多い。

事業者の自主努力によりこうしたオンラインによる開示等の方法がとられている場合には、開示等の義務を果たしたことになることは、国会審議においても確認されている。したがって、規則案第 9 条において、オンラインで開示する方法も含むようにすべきである。

(5) 政令第 12 条第 2 号について

今般の個人情報保護法改正において個人情報保護委員会を設置した趣旨は、独立した第三者機関による分野横断的な統一見解の提示等を行うためとされていた。

しかしながら、政令第 12 条第 2 号の規定ぶりでは、広範囲にわたる様々な分野において権限の委任が可能となる。しかし、これでは改正前の個人情報保護法下の主務大臣制と同じ状況となり、個人情報保護委員会の独立性が事実上失われる可能性が高い。これは個人情報保護委員会を設置した当初の趣旨に明らかに反する広範な委任であり、個人情報保護委員会による分野横断的な個人情報保護という目的が達成されないおそれがある。事業所管大臣に権限を委任できるのは、政令第 12 条第 1 号のみの場合とし、同条第 2 号の規定を削除すべきである。

2. 「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」(以下「規則案」という。)に対する意見

(1) 規則案第 11 条について

改正個人情報保護法第 24 条は、委託も含め個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供することについて一律に規定している。

しかしながら、現状ではクラウドサービスの運営事業者が、保存されている情報の中に個人データが含まれていることを認識していない場合や、認識していたとしても個人データをクラウドサービス利用者が暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合が存在している。

現に広く事業者利用されているクラウドサービスを海外事業者が提供しているという理由だけで原則利用禁止とするのはあまりに不当であり、低コストでクラウドサービスを利用している大多数の中小企業の企業活動を著しく阻害する。

そもそも上記のような場合には、クラウドサービス運営事業者は、利用者の個人データにアクセスすることを目的とはしていない。また、データの安全性は安全管理措置によって図られるものであり、海外移転を規制することはデータを分散管理することによる安全性の確保や災害時などのデータ復旧に支障をきたしかねないものである。

このような点に何ら考慮せず、一律に改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に同サービスの利用が該当してしまうことになれば、前記の通り、国境を越えたク

クラウドサービスの利用を不当に阻害する。また、衆議院及び参議院の附帯決議にも反することになる。

そのため、上記のような場合には、改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に当たらないこととすべきであり、その旨をガイドライン等において明記すべきである。

また、改正個人情報保護法第 24 条では、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」を個人情報保護委員会規則で定めると規定しており、国会審議の答弁でもアメリカを含めた国を規定する旨が政府参考人により述べられている。よって、国会答弁であったとおり、アメリカ等を我が国と同等水準にあると認められる外国として規定すべきである。

加えて、規則案第 11 条第 1 号については、「個人情報保護法の主旨に沿った適切かつ合理的な措置が講じられていること」と表現を改め、例えば企業間の契約上の個人データ保護規定や、企業グループに適用される企業内規則などが該当することを明確にすべきである。

なお、規則案第 11 条第 2 号には、アジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) が「国際的な枠組みに基づく認定」に含まれることが個人情報保護委員会資料で明らかにされており、このことは、評価に値する。加えて、同号には、CBPR に限らず ISMS (情報セキュリティマネジメント評価制度) 等関連する ISO 規格など広く普及している国際規格についても含むべきである。

過度の事前規制ではなく、自主的な取り組みを尊重した柔軟な枠組みこそが、民間の自主努力を促し、個人情報保護に資するものであり、なおかつ企業活動、とりわけ我が国で大多数を占める中小企業の日々の活動を阻害しない方法として望ましい。また、CBPR など個人情報保護に向けた柔軟な執行枠組みは、個人情報保護委員会が今後も推進していくべきものである。

(2) 規則案第 19 条について

匿名加工情報は、個人情報と統計情報の中間的な位置づけの情報であると理解しているが、匿名加工情報の作成方法に関する基準を厳格に定めすぎると、限りなく統計情報に近づき、匿名加工情報の利用価値を損なうこととなる。また、匿名加工情報の作成方法に関する基準は限定され過ぎており、適切な匿名加工方法は、保有している個人情報の種類や利用方法などにより異なる。記載されている手法以外にも、複数のレコードをグループ化し、同じグループの値を代表に置き換えるなど個人を特定できないようにする技術など、いくつもの匿名化技術はあり、また今後さらに匿名化技術は発展することが期待される。

そのため、法令やガイドラインにおいて細かく基準を定めることは実態とかけ離れるおそれがあり、個人情報の利活用の促進につながらず、結果として消費者に有用なサービスを届けることができないということになる。また、手法の固定化により、匿名化技術の先端を行く他国に後れを取る恐れもある。

よって、規則案第 19 条第 4 号の「特異な記述等」とは具体的にどのようなものかや、同条第 5 号の「適切な措置」とはどのようなものかについては、民間の自主的な判断に可能な限り委ねるべきである。

そもそも匿名加工情報の制度は、パーソナルデータの利活用及び流通を確保する環境を整えるためのものとして、個人情報保護法改正における利活用促進策の中心的なものである(この点は、第 189 回内閣委員会における山口国務大臣趣旨説明でも明確に述べられている)。上述の意見が実現しなければ、結果的に利活用促進に繋がらず、法改正本来の趣旨を没却しかねない。

以上